

# 2024(令和6)年度 事業計画



社会福祉法人  
東京育成園

児童養護施設 東京育成園

オリーブピア保育園



## I.基本理念と事業

### 「子ども中心主義」

聖書が示す「わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである。」(マタイ福音書 25 章 40 節)の聖句が、当園の理念の土台です。

当園は、このイエス・キリストの言<sup>ことば</sup>に真摯に応答し、最も小さい者のひとりである子ども達をありのまま受容し、愛することを使命としています。当園の事業の理念は、この聖書の言<sup>ことば</sup>を基に、加えて「児童権利条約」、「児童福祉法」、「児童憲章」の理念を大切に、「子ども中心主義」という言葉で表しています。

当園の事業の目的は子ども達の幸せを創造するためにあります。そのためには常に、子どもを敬愛し、尊厳、人権を尊び、子どもの想いや言葉にできない願いを受け止め、事業の全てが「子どもの最善の利益」につながるものであることに努め、子どもとその養育者を含めた幸せが実現できるように取り組みます。その実現ために常に専門性を高めることに努め、自己改革(イノベーション:innovation)を怠らず、神様から委ねられた子ども達の健全育成のために事業を発展させていきます。

「子ども中心主義」の理念を実践に具現化するために、3原則を明確にしています。原則1：子どもの福祉を護る。原則2：専門性の向上に努める。原則3：職員が意欲的に活躍できる環境を整える。つまり最初に、原則3の職員の処遇向上に務め、報酬の改善、労働基準法順守と快適な職場環境の創造に努力し、ワークライフバランスが守られることにより、原則2の職員が専門性向上へ意欲的に取り組み、子どもの最善の支援の発展を常に視点をおいた実践が行われ、原則1の子どもの最善の福祉の実現が行われると考えています。これらの理念を実践する当法人の事業は次の通りです。

### 1. 第一種社会福祉事業

#### (1) 児童養護施設東京育成園の運営 (総定員 55 名)

##### ①本園

定員 31 名 所在地：東京都世田谷区上馬 4 丁目 12 番 3 号

##### ②さくらホーム 分園型小規模グループケア (国型グループホーム)

定員 4 名 以上 本体施設 定員 35 名

③ヒソップホーム 地域小規模型児童養護施設 (国型グループホーム) 定員 4 名

④マナの家 地域小規模型児童養護施設 (国型グループホーム) 定員 4 名

⑤凧の家 地域小規模型児童養護施設 (国型グループホーム) 定員 4 名

⑥シオンの家 地域小規模型児童養護施設 (国型グループホーム) 定員 4 名

⑦カナンの家 地域小規模型児童養護施設 (国型グループホーム) 定員 4 名

以上 地域小規模型児童養護施設 定員 20 名

総定員 55 名

## 2. 第二種社会福祉事業

### (1) オリービア保育園の運営

定員：60名 所在地：東京都世田谷区上馬4丁目12番3号

### (2) オリービア保育園一時預かり事業（ほっとステイぽっぽ）の運営

定員：7名 所在地：東京都世田谷区上馬4丁目12番3号

## 3. 公益事業

### (1) フォスターホームサポートセンター「ともがき」（フォスタリング事業）の運営

①リクルート・トレーニング事業

②マッチング・養育支援事業

## 4. 地域における公益的な取組

### (1) 東育子ども・子育て研究所の運営

## Ⅱ.法人の運営の柱「第5期5カ年事業計画 New Project21」

[第1期:2002年4月1日、第2期:2009年4月1日、第3期:2014年4月1日、第4期:2019年4月1日、第5期2024年4月1日～2029年3月1日]

### 1. 第5期新5カ年計画の趣旨

昨年度4月から児童養護施設の園長交代が行われ、また、副園長、統括主任等、児童養護部の重要な三役も交代しました。若いリーダー層による新しい児童養護施設運営の創造が期待されるところです。

昨年度は、新しいリーダー層を中心とした5カ年計画を推進するプロジェクト会議において今後当園が進むべき第5期新5カ年計画の目標を建てました。

今年度は、児童養護施設と保育園の第5期5カ年計画が新たに始まる年度として新たな目標の達成に努力しながら進めていきます。

子ども家族福祉と呼ばれる今日、児童養護施設、里親制度推進、保育園において、子どもと親、家族を包括した支援が求められています。地域福祉に視点を置いて取り組みます。

児童養護施設は措置児童と家族の危機的な状況の間において支援する利用型施設に変化させ、短期に元の家族に復帰できるように進めます。一方、自立する子ども達には、専門学校や大学進学への環境を整え確実な社会自立を支援していきます。また、本格的に里親制度の推進を図り、里親研修、里子支援を行っていきます。

保育園では、働く保護者の家庭支援として子どもの福祉を第一にして、安心して利用できるように努めていきます。

5カ年計画の目標達成を図るために「プロジェクト21推進委員会」を、理事長を推進委員長とし、副理事長（財務担当理事 FD: Financial Director）、児童養護施設園長、副園長、

統括主任、主任、副主任、ともがき副センター長、その他必要に応じた職員により構成され、計画の遂行、評価、課題等の検討やマネジメントを合議によって推進していきます。

また、同じようにオリーブア保育園においても「プロジェクト21推進委員会」を、理事長、副理事長（財務担当理事；FD）、園長、副園長・主任、その他必要に応じた職員を加えて行われ、それぞれの基本目標を着実に達成していきます。

## 2. 第5期5カ年計画プロジェクト21の基本目標と内容

[児童養護施設 東京育成園・第5期5カ年計画基本目標]

- I 基本理念に基づく事業展開の推進
- II 子どもたちが安心・安全に暮らせる生活環境の向上
- III 子どもの持つ課題軽減への支援
- IV 子どもたちの学力・得意分野を伸ばす取り組み
- V 「利用型施設」の推進とアフターケアの充実
- VI 里親制度の推進（フォスターホームサポートセンター「ともがき」の運営）
- VII 施設の設備機能強化の推進
- VIII 職員の専門性の向上
- IX 職員福利厚生への向上
- X 経営安定化の継続と向上
- XI 地域の子ども家庭福祉支援の取り組み
- XII 海外子ども福祉の支援

（資料：第5期プロジェクト21（東京育成園）ダイジェスト版参照）

### I 基本理念に基づく事業展開の推進

“子ども中心主義”の理念とその具現化の3原則を基に、理念の具体化である新5カ年計画の実行に努め、また、全職員が理念の理解に努めます。さらに、5カ年計画を推進するために、5カ年計画プロジェクト会議を開催します。

また、今日の職員増員に伴う新たな課題、一部子どもの重篤な課題を持つ支援における職員の心理的負担、ホーム運営、各部門の課題、年間行事の検討など日々の課題を話し合うために、「各部門責任者会議」を令和6年度から開催する。

### II 子どもたちが安心・安全に暮らせる生活環境の向上

（1）子どもの生活空間の最適化の取り組み

#### ①子どもたちのプライバシーを守る個室化の取り組み

子どもたちの生活環境は、高齢児を中心に個室化が進められて来たが、子どもたちのプライバシーを尊重するために全ての子どもたちの個室化を進めます。

#### ②ホームの設備等の必要に即応し適切な環境を維持する

ホーム運営上に必要な設備の設置や壊れた所の迅速な修理を行い、生活環境の利便性の向上と快適生活の常態化を進めます。

（2）子どもの生活集団の小規模化と安心できる生活

①子どもの定員を園内ホーム6人、グループホーム4人で、ゆとりのある生活を推進

②日々、職員の複数配置による安心できるホーム生活の運営に努めます

(3) 安全で清潔な生活環境の推進

①主任・副主任によるホームチェックを定期的に行い、子ども生活環境が安全安心、清潔が保たれるように努めます。

②食生活部門によるキッチンチェックを定期的に行い、食育指導、キッチンの安全、整理整頓、清潔の保持、食卓環境の指導を行い食の大切さを伝えていきます。

(4) 子どもの健康維持のための「医療保健部門」の推進

子どもたちの日々の健康を守るために「医療保健部門」を2022年度4月に新設し看護師を配置し、子どもの健康維持を始め職員の医学知識の支援に大きな効果が見られた。さらなる有効な健康維持のために推進します。

### III 子どもの持つ課題軽減への支援

(1) ケアワークによる支援

過去の体験によるトラウマ、愛着障害、発達課題、心理的課題などに対して 安心、安定した日常生活の提供を基本として、個々の子どもたちの課題に対応します。

(2) ケースワークによる支援

家族問題を含めて、各子どもの措置理由の原因をアセスメントし計画的に課題の軽減を図ります。

(3) 心理部門との連携

心理の専門性を活用し、各子どもが内包する心的課題を理解し支援していきます。

(4) 園外の専門機能活用と連携

子どもの課題に解決に向けて、積極的に園外の専門機関を活用します。

### IV 子どもたちの学力・得意分野を伸ばす取り組み

(1) 学力向上を図るために園内塾と園外塾の活用

子どもたちの個々の能力や教育進度に応じて、①園内そろばん塾、②園内科目別の個人塾、③園外各種塾を活用して、学力向上、回復に努めます。

(2) 子どもの個性、得意を伸ばす支援の充実

子どもたちの興味に応じて個性を伸ばす一環として、①園内のピアノ教室、書道教室、生け花、茶道、囲碁等の習いを支援する。また園外のボーイスカウトをはじめ、各種の活動を支援します。

(3) 大学、専門学校等への進学奨励

①進学の支援と奨学金制度の充実

子どもたちの将来を拓く一つとして積極的に専門学校、大学等への進学を支援する。また、進学の資金についても園内の奨学金制度をはじめ園外の各種奨学金制度の情報提供と活用を支援していきます。

②進学継続支援

子どもたちの可能性と希望を叶えるために、松島奨学金、大久保奨学金と藤田奨学金による大学進学等への支援制度が整備されている。

今年度は、大学4年生2名、大学3年生1名、大学2年生3名、大学1年生2名、専門学校2年生2名、専門学校1年生1名の計11名に支給される。

## V 「利用型施設」の推進とアフターケアの充実

### (1) 児童在籍短期化と家庭復帰の推進

子どもは誰でも、優しい父母に愛されて一緒に暮らしたいと願っています。児童養護施設ではそれらの願いが叶わないことから、子どもたちは親から離れて施設で生活をせざるを得ない状況にあります。当園は、子どもたちの願いに沿って支援を行います。親や家族と再び共に暮らしたいという、子どもたちのアドヴォケイト（本当の願い）に応えて、家族の再統合への支援を進めていきます。

子どもたちの在園期間を平均3年と目標を定めています。この実現のために、子どもと家族の再統合に重点をおいています。ケースワーク推進部門は、子どもと家族の再統合や子どもとの家族関係の再構築支援のための、さらなる専門性の向上の取り組みを行います。

### (2) 退園児の安定した生活の支援

#### ①就職した児童の支援

就職先の安定した定着のために、常に状況確認と適時必要な支援を行い、当園の行事等へ参加を促し支援を行います。

#### ②進学後の学校継続支援体制の充実

専門学校、大学等への進学後の学びが順調に進み卒業に至るために、アフターケアとして最低2か月に一度は園において状況を確認し必要を支援します。

また、園内で後輩児童の学習ボランティアや生活ボランティア活動を行う事を勧め社会の一員としての自覚を育成するとともに、大学生活の状況を把握します。

#### ③家庭復帰児童

ファミリーソーシャルワーカーや自立支援担当職員、また、元担当職員によって、退園した児童とその家族の状況を常に把握し、子ども家族の課題に対して、児童相談所をはじめ各機関と連携して解決を図ります。

#### ④里親委託児童

里親家庭に委託された支援として、フォスターホームサポートセンター「ともがき」（フォスタリング事業）の職員が中心に、児童相談所をはじめ各機関と連携して解決を図ります。

## VI 里親制度の推進

### (1) 第2種社会福祉事業になる里親支援制度の推進

2024年4月1日より里親支援センターが第2種社会福祉事業として制度化されることになりましたので、当園が世田谷区より委託されているフォスターホームサポートセンター「ともがき」（フォスタリング事業）をこの法的に位置付けられた運営が確立できるよう目指します。これまでの児童養護施設の組織と連携した運営は今後も継続し、要保護児童の最適な養育環境を創造します。また、児童養護施設で長年培ってきた養育技術を里親支援に活かしていきます。

### (2) フォスターホームサポートセンター「ともがき」（フォスタリング事業）の運営

里親養育の重要性を理解し、委託された里子の最善の利益のために里親制度の健全な発展

を支援する。里親支援センター開設後もフォスタリング業務は並行して実施する。

- ①世田谷区から委託されたフォスタリング事業の発展に努める
- ②里子・里親の関係調整の支援
- ③里子・里親のレスパイトケアの支援
- ④里子と里親のマッチング支援
- ⑤里子と里親家庭の支援
- ⑥里子の自立支援

## **VII 施設の設備機能強化の推進**

### (1) 設備等の近代化の取り組み

IT、AI、パソコンなどの機器を積極的に導入し、効率的で確実な業務の展開を行います。

### (2) 新事務棟の建設

里親制度推進“ともがき”の新部門開設が行われたこと、近年の職員増員に伴い本館機能が手狭になっていることから新たな建築を計画していきます。

## **VIII 職員の専門性の向上**

### (1) 社会福祉事業の本質である”福祉のこころ“を全職員の基本とする

東京育成園職員として、慈愛、尊厳、人権を尊重することを基本とします。

### (2) ケアワーク、ケースワークの専門性の推進

職員は常に新しい知識、技術の学びに取り組み、常に成長していく者としての姿勢を大切にしていきます。

### (3) 東京育成園運営ハンドブックによる業務基準の設定

当園の働きの規範である「東京育成園運営ハンドブック」を熟知し、当園の子ども支援リテラシーを身に着けます。

### (4) 組織的支援体制の確立

当園の子ども支援は、常にチームワークを基本として行い相互の力を補完しながら行います。各ホームの課題はホーム職員のチームで解決を図り、それを越える課題に対しては、リーダー層による支援が行なわれます。また、必要に応じて各専門部門の支援も行い、園全体の各種の専門の活用を行います。

### (5) キャリアアップ部門により職員の専門性向上を支援

各職員の専門性の向上の支援として、職員個々人の各年度のキャリアシート作成、園内研修の開催、園外の研修情報を行い、積極的な研修参加を促していきます。

### (6) オン・ザ・ジョブ・トレーニング

先輩職員からの学びは日々行われるものであるため、互いに尊重し優しく教え謙遜に学ぶことに努めます。その他に次のようなカリキュラムを、キャリアアップ部門の主催により行います。

- ①新任職員への援助技術実践演習
- ②中堅職員への援助技術実践演習
- ③ホーム長へのホーム運営の実践演習
- ④子ども家族再統合におけるファミリーソーシャルワーカーとの連携

⑤調理部門により料理教室、実習

⑥心理部門によるコンサルテーション

(7) オフ・ザ・ジョブ・トレーニング

各職員は年間2回の園外研修に参加することが出来るが、そのために、園外で開催されている研修の情報を提供し、また、職員のニーズに合った研修のマッチングを行い有意義な学びを支援します。

(8) 資格取得の援助

社会福祉士等の資格取得の奨励、また、大学院等での学びについても支援します。

(9) 研究活動の推進

ワークショップ(workshop:小研究会)活動は、2011年度4月に、それまでの「児童養護に関する検討会」を発展的に解消して立ち上げたもので、児童養護実践における身近な問題や課題を研究テーマとして行い12年間継続しております。

日々子どもたちを支援して行く中で起きる身近な課題や問題を、また、支援のあり方、新しい考え方などについて職員自ら考え研究して行くことを重視した活動です。ケースワーカーだけでなく園内の各専門職員も研究仲間となり相互の考えを交えてまとめています。3年ごとに研究成果をまとめたり、あるいは中間点までをまとめたりして、園内で互いの研究成果を発表し意見交換を行い、また、日本児童養護学会等で発表し園外からの意見を交換したりして行き、これらを紀要にまとめて発表します。第4期のワークショップのまとめは、2024年3月に第4号紀要として発刊しました。第5期の活動は2023年4月から始まり、今年度は2年目の活動となります。

(10) 将来性のある人材確保

将来性のある新職員を採用するために、東京育成園やオーリーピア保育園で実習した学生の中で、優秀な学生を有給のインターン生として採用し、人材確保につなげていきます。この取り組みは大きな成果を上げており、確実に優秀な職員採用が実現しています。また、先に述べた働く環境改善の様々な取り組みの果実としてインターン生からの応募者も多い。

今年度も来年度の優秀な職員採用に努めていきます。

## IX 職員福利厚生への向上

(1) 職員処遇の改善の努力

子ども中心主義の第2原則に位置づけられている職員処遇向上の取り組みは大切な事として、常に、プロジェクト21推進委員では職員の福利厚生について考え検討し多くの課題を克服してきました。さらに、働く環境の進化を目指して推進していきます。

(2) 週休2日制の安定した継続

週休2日制度は、2016(平成28)年度から導入されました。長年小舎制の体制では職員の不足で実現不可能でしたが、職員の増員が図られたことと勤務体制の工夫により実現する事が出来ました。今後も安定して継続できるようにします。

(3) 有給休暇の見直しと長期休暇制度の推進

第5期5ヶ年計画の新たな取り組みとして、職員の年間の有給休暇数を見直し、休暇日数の増加と既に実施されている連続7日間休暇制度も見直して、職員が有意義にリフレッシュ

できる機会の創造に取り組みます。

#### (4) 超過勤務の更なる軽減化の定着

2018（平成30）年度に職員による「超過勤務削減の研究」に基づき、夏行事や年度末の子ども支援計画や総括作成の繁忙期以外、日常勤務の超過勤務削減を大きく改善する事が出来ました。また、さまざまな不測の事態が生じても予定の勤務が不規則に変更することない体制が確立されましたが、さらにこの取り組みが安定して維持できるように努め、職員のワークライフバランスを図り職員の心身の健康が守れるように努めます。

#### (5) 産休・育休後の復職支援

第2期5ヶ年計画で、産休育休制度を実現する事が出来、当園独自の「常勤的・非常勤制度」の創設で安定した育児と仕事の両立が図れるようになりました。この制度は、常勤の保障を行い、働き方は、20時間から40時間の間で、子育てを優先して働く時間を申告して行うものです。また、男性職員の育児休業取得も推進しています。これらの取り組みにより結婚、出産、育児を理由で辞める職員は殆どなくなりました。こうした工夫は今後も進めていきます。

### X 経営安定化の継続と向上

#### (1) 経営安定化への努力

第1期5か年計画の取り組みにより、長年の赤字経営を解消し黒字経営への転換を成し遂げることが出来ました。今後も、無駄な経費の削減や効率的職員配置などの努力を行い、さらに、2004（平成16）年度から行われた措置費制度の改革に沿って、さまざまな取り組む施設に加算措置が行われる制度を積極的に取り組み、措置費の増収を図って来たことを、今後も継続していきます。

#### (2) 寄付金等の援助増進への取り組み

民間施設の最大の収入源は、公的資金を除くと寄付金となります。今後も企業や個人の篤志家に働きかけて、協力を求め経営の安定化を図っていきます。

#### (3) 福祉サービス第三者評価の受審

当法人の運営内容を、福祉サービス第三者評価機関の評価を活用してサービス向上を促進します。2024年度も、児童養護施設東京育成園及びオリーブピア保育園ともに、福祉サービス第三者評価を受審します。

#### (4) 法人監事監査、内部経理監査の実施

法人の健全な運営を目的として、法人監事監査を実施します。時期は5月の決算理事会開催前とし、「監事監査重点5項目指針」にしたがい①理事の業務執行状況等、②不動産等資産の状況等、③事業計画の執行状況等、④決算報告書等による会計経理の状況等について実施します。

#### (5) 情報の開示による信頼性の推進

地域住民や一般市民に積極的に情報を開示し事業の透明性を図るために、当園の定款、法人現況報告、事業報告書・決算書、東京都が指定する「福祉サービス第三者評価を活用したサービス改善計画・実施状況」並びに「財務情報」を、ホームページに掲載し、本園本館ロビー及びオリーブピア保育園ロビー等でも閲覧できるようにします。また、必要に応じて利用

者等関係者に配布します。

## **XI 地域の児童家庭福祉支援の取り組み**

### (1) 地域の社会福祉資源としての施設機能推進

当園の事業は、地域住民に期待される有用な社会福祉資源として活用されることが大切です。このために、当園の事業で蓄積されてきた児童福祉の専門性やこども・子育て支援の技術、社会福祉の制度の知識等の提供を、地域住民のために有効活用を行う事を企画します。さらに、当法人の施設等を可能な限り地域の人々の活動に解放し、地域の福祉文化創造に寄与していきます。

### (2) 「子ども・子育て研究所」の充実

2017（平成29）年度4月から「子ども・子育て研究所」を創設しましたが、まだ、十分な活動を行なう事が出来ていないのが現状です。この状況を変えて活動が本格的に開始できるように努めます。

#### ①相談事業

- \* 乳幼児期相談      \* 児童発達相談      \* 学童期相談
- \* 児童福祉関する公的サービス等の利用相談      \* 思春期相談

#### ②子どものためのイベントの開催

#### ③研修・研究事業など

## **XII 海外子ども福祉の支援**

### (1) 海外児童の教育支援

全職員の寄付により長年続けている、NPO 法人チャイルド・ファンド・ジャパンが行っているフィリピンの経済的に恵まれない子供たちの教育支援を今年も行います。現在、2人の子どもの支援が行われており継続していきます。

### (2) 海外児童養護施設との異文化交流

2015（平成27）年度から公益財団法人クロスボーダー・ウイングが主催し当園が協力している韓国の児童養護施設「アンヤンの家」の子どもたちとの交流が行われてきました。2019（令和1）年度から、韓国の児童養護施設「セトルウォン」も加わり、日本も当園だけでなく福岡の「大村子供の家」、名古屋の「八楽児童寮」の子どもたちも参加することになり、韓国を訪問し交流を持ちました。しかし、2020（令和2）年度から、コロナ禍の影響で交流がしばらく中止になりましたが、昨年度から活動が再開されました。今年度も活動に参加し子どもたちの異文化交流を進めていきます。

## 1. 基本理念に基づく子どもの権利擁護

職員一人一人が、当園の理念である、「聖書、マタイ福音書 25 章 40 節」「子どもの権利条約」「児童福祉法」「児童憲章」や、また令和 5 年度施行された「こども基本法」に示される「子ども中心主義」を常に念頭に置き、「子どもの最善の利益」が保証され、護られるように、倫理綱領を厳守し、日々の支援を検証し合いながら職員の資質の向上に努めます。

### (1) 子ども達が自由に意見を表明できるために

子ども達の日常生活の場面で、子ども達が自由に自分の意見を表明できるための環境づくりに努めます。小舎単位の小集団における生活支援の中で、その基礎となる子どもと職員の間人間関係づくりに努め、また子ども達と職員の話し合いの場である「こどもホーム会」を開き、生活の中で起きる様々な課題や役割等について、子ども達が自由に意見を交わし、自分の希望を表明できるよう援助します。子ども達の希望はしっかりと受け止め、叶えられない場合はその理由を明確に示すように努めます。

園長をはじめ子どもたち全体を把握している副園長、統括主任や主任、ケースワーカー、心理職員や栄養士・調理スタッフも定期的にホームに入り、子どもたちからの声を多角的な視点から丁寧に聞きとれるように努めます。

園全体で取り組む行事等のプログラムは、子ども達の興味や趣味を尊重し、企画、運営に子ども自身が主体的に関われるように努めます。招待行事等への参加については、一人一人の自由な選択を尊重します。

また、今年度より「意見表明等支援員」が各自治体に配置されます。これは施設や児童相談所から独立した立場で、子どもたちの意見表明やその前段階である意見形成を支援する専門職員です。子ども自身が自らの措置について児童福祉審議会に意見表明することへの支援もその役割に含まれています。世田谷区や東京都などにおいて準備が進んでいますので、円滑な導入と活用により、子どもの権利擁護体制の充実化を図ります。

### (2) 子ども達が自他の権利を尊重できるために

子どもたちは東京都の作成した「子どもの権利ノート」を入園時に児童福祉司より渡され、説明を受けることになっています。当園としても職員が必要に応じて、「権利」について年齢、発達段階を考慮しながら補足説明を実施いたします。自分自身の権利が守られることの重要さと共に他人の権利を守る重要さも学んで行けるように、日々のホームでの生活を中心に子どもたちに語りかけ、他者との関係の中で体験を通して学べるように支援します。

### (3) 子ども達のプライバシー保護のために

子どもの居室はプライバシーに配慮した空間が保守できるように構成されています。また、子ども宛ての手紙等は、本人自身が開封することや、必要最低限の私物の点検も、本人の同意を得て行うことを基本としています。

職員は職種を問わず、業務上知り得た子ども及びその家族の情報について、守秘義務を徹底しています。ただし、子どもの生活支援上、子どもの利益につながる個人情報の第三者への提供については、園長との協議を経た上で慎重に行っています。

実習生やボランティアに対しても、オリエンテーションの中で、守秘義務を徹底しています。加えて、実習生等の学びのために個人記録を読むときは園長の許可を得ることと当園職

員の立会いの下でメモを取らずに行うこと、また、子どもに関する情報を大学等園以外で使用する場合は、同じく園長に文書で発表内容を提出し許可を受けることを課しています。

#### (4) 子ども達の出生や、家族の状況等を知る権利への配慮

子どもたちの個々の成長にあわせ、保護者や児童相談所と連携して、子どもたちに対し、可能な限り家族の情報を伝えていくように努めます。その際は、子どもの希望を第一に尊重しつつ、自分の出生や家族の状況を受け入れられる子どもの状態であるか否かを判断した上で実施します。子どもが受け止めにくい情報については、伝え方、伝える時期、伝えた後のフォローを関係者が慎重に検討し、連携を密にとりながら子どもの様子を観察し、子どもたちが自分の背景を肯定的に受け止められるよう、役割を決めて支援します。

#### (5) 子ども達への体罰の禁止

職員は体罰の禁止と懲戒の禁止を明確に理解し厳守します。

子どもが出している問題行動については、要因について専門的な視点からアセスメントし、強制的な指導による援助ではなく、子どもが納得して自発的に行動が改善出来る援助技術等の習得に努めます。研究に努めることを職員の専門性として求め、園の指導方針として徹底します。その方法や技術のスキルアップは、園内外の研修や、OJTの中で企画し、ロールプレイや実践例の学習を通して専門的な援助技術の習得を励行します。

#### (6) 子どもからのサービス評価の実施

子ども達の視点に立った人権やプライバシー保護に配慮し、子どもの最善の利益に適う支援サービスを行うために努力します。

第三者評価に組み込まれている子どもからのサービスの評価を活用し、子どもの声に真摯に耳を傾け、職員の支援を見直し、サービス向上に努めます。必要に応じて、子ども達が直接職員に希望を伝え、意見交換できる場を設定し、双方の理解が深められるよう努めます。

また、行事後のアンケート等を通して、子どもたちからの意見を吸い上げ、子どもたちの希望が反映されるように、その都度、行事の見直しも行います。

#### (7) 子ども達の苦情解決のために

当園の苦情解決要綱に基づき、子ども達及び保護者の苦情に対応していきます。

・日々の生活の中で、全ての職員が子どもの意見に耳を傾け、解決に努めますが、特に、苦情解決の体制として、施設長が苦情解決責任者となり苦情解決委員会を設置します。子ども及び保護者からの苦情に対しては、園長・副園長・主任が園内の窓口となります。その他、子どもの人権擁護に関心の高い園外の社会的立場にいる苦情解決第三者委員 3 名を理事会、評議員会の承認を得て委嘱し、複数の委員が、子どもの立場に立った苦情解決を実践します。

・苦情解決の仕組みや苦情解決第三者委員の存在については、子どもと保護者に対し、入園時のオリエンテーションの中で説明し、ホーム内にもポスターを掲示し周知します。また、意見箱（ポストくん）を設置し、また QR コードによるオンラインでの意見投書により子ども達が自由に苦情を訴えられるように努めます。

・受けつけた苦情については、苦情を申し出た当事者が不利な立場にならないよう十分配慮しながら聞き取りを行い、解決に向けて検討・対応します。話し合われた内容・経過・結果は、正確に記録し、苦情解決責任者及び委員及び関係者に報告します。

・苦情への検討内容や対応結果は、必ずフィードバックし、苦情を申し出た子ども及び保護者が納得できる解決になっているか確認します。

・苦情の申し出の有無にかかわらず、第三者委員会を年3回開催し、子ども達の生活状況の評価や、意見箱(ポストくん)に投函された苦情とその対応等について話し合いを行います。

・第三者委員には、年度を通してホームへの夕食へ招き、ガーデンパーティー、クリスマス会、発表会などの行事への積極的な参加を呼びかけ、子どもたちとの交流の機会を持ち、第三者委員と子どもたちが話しやすい関係作りができるように努めます。

#### (8) 被措置児童等虐待対応

児童福祉法33条の10に基づいて、さまざまな事情で当園での生活を余儀なくされている子どもたちが、当園の理念である「子ども中心主義」の視点から、「子どもの安全と安心できる暮らしを護る」ことを常とし、「子どもの安全・安心を護る委員会」を設置し、子どもの権利擁護が護られた支援が行われていることを点検確認します。

#### (9) 権利擁護の自己点検結果に基づく規程、マニュアルの整備

「職員として留意すべきこと」のマニュアルの中に「子どもたちのプライバシーに配慮すること」の頁があり、新任職員には年度初めのオリエンテーション時に説明し、また、OJTの中でもテーマとして、全職員が熟知できるように努めています。住環境については、「安全・安心・快適な生活を提供するために」のマニュアルを作成し、3カ月ごとに、副園長・統括主任・主任が中心となり、全ホームの点検を実施しており、今年度も継続します。

また今年度も、全国社会福祉協議会が実施している「人権擁護のためのチェックリスト」に沿って、全職員が自己点検し、子どもたちの人権擁護と人権侵害の防止に取り組みます。

## 2. 居室ケアワーク部門目標

### (1) ホーム別 令和6年度ホーム運営方針

#### ■ 愛の家

「お互いの個性や意見、生活スタイルを尊重し、思いやりの溢れる温かいホームにする。」

#### ■ 鳩の家

「互いに思いやりを持ち、皆が気持ちよく過ごせるホーム作りをする」

#### ■ 百合の家

- ・「みんなが思いやりをもって、安心して生活できる温かいホーム」を目指す。
- ・「ホーム作りの過程を個々の自立支援へ還元できるホーム運営」を行う。

#### ■ 葡萄の家

「感謝と思いやり溢れる温かい“葡萄の家”を全員で作る」

#### ■ 希望の家

職員、子どもたちそれぞれが思いやりを持ち、協力し合って“希望の家”を作っていく！

#### ■ ヒソップホーム

「素直さ、優しさ、明るさ、逞しさ」を育む。

#### ■ さくらホーム

お互いの存在を尊重し合って、温かい雰囲気作りを目指す。

■ マナの家

「お互いを認め思いやり、居心地の良いあたたかいホームを作る」

■ 凧の家

子どもと職員みんなが個々を尊重し、思いやりのあるホームを作っていく

■ カナンの家

みんなで支え、助け合える、笑顔あふれるホームを作っていく。

■ シオンの家

「子ども達と職員が協力し合い、主体的に考えて生活できるホーム作りを目指す。」

## (2)日常生活の支援

### ①食生活の支援

子ども達の多くは入園に至るまで望ましい食生活の経験が少ないため、まずは家庭的な雰囲気の中で食を通し子ども達の心の安心・安定に繋げていくことが出来るよう、「温かい食卓作り」を目標に支援しています。

また、園から自立をする子ども達の多くは、退園と同時に一人で生活しなくてはなりません。そのため、栄養の知識・調理技術といった自立に必要なスキルについて支援することも大切です。これらスキルの習得に関して、一般家庭と同じように日常の中で自然に伝わることが子ども達の記憶にも深く残り、望ましい形であると考えています。ホームで営まれる食事を大事にしながら、食育・自立支援に繋げていきます。

i.衛生的な食環境の提供

ii.明るく、楽しい食卓の雰囲気作り

iii.好き嫌い、食事のマナー、正しい食習慣への指導

iv.料理に合った器での盛り付け

v.温かいものは温かく、冷たいものは冷たく食べられる配慮

vi.毎日の食事、ホーム調理を活用した、食育・食生活自立に対する支援

vii.子どもの好み、生活に合わせた、バランスの取れた食事作り

viii.体調不良の子への食事内容の配慮

ix.幼児に合わせた食事の進め方

x.アレルギーの子の配慮、ケアワーカーと栄養士との連携

### ②衣生活の支援

子ども達が衣習慣を習得し、衣服を通じて個性が尊重され適切な自己表現ができるように努めます。具体的には、毎日の生活の中で、職員が子どもたちの衣服の状態を常に把握し、季節、冠婚葬祭、生活場面等に応じた衣服の選択、整理、保管などが出来るように支援します。また、半期に分けて、成長や汚れ等で着られなくなった衣服の把握をし、個別に子ども達と相談しながら衣服の購入計画書を作成します。衣類の購入にあたっては、子どもが自分自身で購入できる機会を提供し、子どもの希望が反映できるように努めます。同時に、子どもの発達段階に応じて、洗濯、アイロンがけ、繕い物等の方法を教え、子ども自身が衣服の

自己管理ができるように支援します。また、自室に個々の収納スペースを確保し、自分の衣服の所有感が持てるように努めます。

寝具は年一回、専門の業者による査定を実施し、必要に応じて打ち直しや買い換えを行い、子どもたちに清潔で快適な睡眠を保障できるように努めます。

特に夜尿のある子ども達の布団は、丸洗いでできる素材のものを用意し、清潔に保てるように配慮していきます。

### ③住環境への支援

生活の場の安全管理と事故防止に配慮し、あわせて快適さの確保に努めます。

職員は子どもたちの生活環境が常に清潔で快適なものとなるように、日々の清掃や美化に努め、床、壁の補修、給排水設備、電気、ガス設備の維持・補修について迅速に行います。特に、震災等への備えに努め、日々の生活の中でも危険個所のチェックや予防を徹底し、事故防止に努めます。また、居室担当職員が中心となり、花壇の花植え、居室の家具配置の工夫等を心がけ、子どもたちと共に過ごしやすいホーム作りに努めます。

子どもたちに対しても、発達段階に応じて、居室の整理整頓、掃除、布団干し、ゴミ処理等の習慣が定着するよう支援します。

### ④健康管理の支援

園内看護師や医療機関と連携し、一人ひとりの子ども達の心身の健康を管理し、異常がある場合は、適切に対応します。

具体的には、入園時に、保護者から子どもの既往症、予防接種の接種状況、アレルギーの有無等についてできる限り明確に聞き取り、その後も保護者と連携し、子どもたちの健康管理に努めます。

日々の生活の中では、ホーム担当者が中心となり、子どもの健康状態や発育・発達状態を注意深く観察し、変化がある場合は、迅速に、適切な対応をしていきます。また、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が生活時間を組み立て、自分の健康を自己管理できるように支援します。

アレルギーや喘息等、特別な配慮が必要な子どもについては、嘱託医の助言を受けて、生活の中で丁寧に支援します。環境改善や食事療法が必要な子どもは、管理職、栄養士・調理とも連携しながら対応に努めます。その他、精神面や生活上特別な配慮を必要とする子どもについては、医療機関及び教育機関と連携しながら、当園内にも緊急対応体制を敷き注意深く見守ります。

服薬管理が必要な子どもについては、子ども自身にも必要性が理解できるように説明し、医療機関と連携しながら、服薬や薬歴のチェックを行っていきます。

年2回嘱託医による健康診断を実施し（春の検診は、幼稚園・学校等の健康診断結果を適用）、子どもの健康状況、発育・発達状況について把握し、必要に応じて適切な治療が受けられるように支援します。

実施されていない予防接種に関しては、措置費予防接種費加算を請求し、退園までに可能な限り接種できるように努めます。インフルエンザの予防接種は、保護者の了解を得た上で、原則として全員に実施します。

### (3)子ども集団への支援

#### ①季節行事の実施

子どもたちの生活経験、自己表現の場として行事を企画し、実施します。端午の節句、七夕祭り、お月見、幼児祝福式（七五三）、餅つき、七草、鏡開き、節分豆まき、ひな祭り等の日本古来の四季折々の行事については、子どもたちが将来家庭を持った時に継承できるように伝達していきます。

#### ②全体行事の実施

園内独自の行事プログラムについては、子ども達の興味や趣味を尊重し、常に質的向上に努めています。また、企画、運営にあたっては、子どもたちが主体的に関われるように企画し、招待行事等への参加については一人一人の自由な選択を尊重します。

園全体の行事としては、夏休みガーデンパーティー、クリスマスページェント礼拝、発表会、ボランティア感謝お別れ会、卒業進学お祝会等を実施します。これらの行事についても、開催目的を明確にし、できるだけ子どもたちが主体的に参加できるように努めます。

エージグループ別の行事として、幼児（小学校1年生を含む）及び小学生（2～6年生）を対象とした夏期キャンプを実施します。中高生は、1年間を通して担当する職員を固定し、策定した自立支援プログラムを基に、子ども達が自立に向けて、積極的に参加し意欲の向上を目指せるように、レクリエーション活動も導入しながら多様なプログラムを提供します。

なお、これらの実施にあたっては、子どもの所属するクラブ活動の日程等個々の事情、あるいは価値観等の違いによる個々の意志を互いに尊重していきます。

高校生に対しては、話し合いの場を多く設定し、価値観や倫理観について、子ども同士が意見交換する中で、自己覚知をし、体得できるようなプログラムを実施します。それらを積み重ね、自立後の生活が主体的に組み立てられるよう支援します。

また、園外（海外も含む）での社会体験の場を多く提供し、実社会を体験し、視野を広め、目的をもって自己実現していける進路選択ができるよう支援します。

ホーム別の行事としては、ホームに配分されている予算を基に、ホームの絆を深めることや、良好な人間関係構築のために、ホーム外出等を実施します。

その他、個々の状況に合わせて、職員と子どもの個別外出プログラムの計画実施、さまざまな協力機関からの招待行事等への参加を検討、それらを用いて、子どもたちの情緒の安定や情操教育に努めます。

#### ③文化、教養娯楽活動の実施

休日やプログラムのない時間は、子ども達の希望を尊重し、子ども達が自由に過ごせるよう配慮します。また、子どもの友人との交流についても、子どもの健全な発達を考慮した上で、自由に交流できるよう支援していきます。

子どもたちが興味や趣味に合わせて、自発的活動ができるよう、子どもが希望する学校のクラブ活動への参加、地域のサークル活動やレクリエーションへの参加を可能な限り支援していきます。

意欲の少ない子ども達に対しても、子ども達の発達段階に応じた様々な社会資源を提供

し、個別的に子どもたちが自己実現できる場や機会が多く持てるよう支援していきます。

i ギタークラブ

令和6年度は月1回程度の活動を実施し、演奏技術の向上を目指し練習をしていきたいと考えています。ガーデンパーティーと発表会で成果を披露していきます。

ii ハンドベル部

今年度も、ハンドベルの練習を通して協調性や創造性を育み、思いやりを持った人間関係を学べるように、子どもたちを主体として練習に取り組みます。年度末の発表会を目標に、子どもたちの希望を尊重した中で選曲し、毎月1~2回、発表前には集中して練習に励みます。コロナ禍の状況に合わせて演奏発表を行うことで、達成感を得ることを目指します。また、地域のハンドベルコンサートを鑑賞し、社会体験や公共の場でのマナーの獲得などに繋げていきます。

④招待プログラムへの参加（自己形成のための様々な体験の機会の提供）

子ども達に招待プログラムの様々な体験を通して社会性を身につけ、情緒を育て、知識の幅が増えるよう、招待係からインフォメーションを行い、活用していきます。プログラムの内容については、個人情報保護の観点からよく吟味し、子どもの年齢や興味関心に合わせて、安全で有意義なものを提供していきます。

招待については、今年度もスポーツ観戦や、映画・サーカス・ミュージカル・コンサートといった芸術鑑賞、アミューズメントパーク、花火大会、せたがや区民祭りなど、支援してくださる各団体からご提供頂くプログラムを中心に提供していきます。これらのプログラムは、園内行事や日常生活の中では応えることの難しい子どもからの希望に沿うことができ、毎回、子どもたちも楽しみにしています。また、小松菜採りや、さつまいも堀りなど自然体験プログラムを通して、自然に触れる楽しさと、自然を大切にすることを養っていきます。

(4)学校生活、学習の支援

学校教員と充分な連携をとり、子ども達の学校での様子や必要な学力向上のための情報を把握し、学習塾の活用や学習ボランティアの協力を得て、子ども達個々の学力に応じた学習ができるように支援します。特に受験期の子ども達に対しては、早い時期に進路目標を設定し、達成に向けて積極的に園内外の学習塾やボランティアの開拓を行っていきます。

①学校教育機関との連携

特に、教育機関との連携を重視し、難しい課題をもつ子どもへの適切な対応の連携や、情報交換と相互理解を深めるために、今年度も地域小学校教員並びに地域中学校教員と年1回の交流会を開催していきます。それ以外にも保護者会への参加はもちろん、各学校で実施される防災訓練やお餅つきに参加し、学校を中心とした地域社会と連携を深め、総合的に子どもが見守られる体制を築きます。

i 地域小学校交流会

本園の児童が通学している小学校教諭との連携と児童の共通理解を深めるために、今年度も開催します。園全体の取り組みを知ってもらうための全体会を実施し、活発な意見交換をし、有意義な時間とします。

## ii 地域中学校交流会

子どもたちが通学している中学校の教諭と子どもたちの共通理解を深め、相互の協力体制を作ることを目的に今年度も開催します。全体会では当園の学習支援の取り組みや、子どもたちを取り巻く状況、個人情報の取り扱いなどについて共有します。分科会では学年ごとに分かれて懇談の場を持ち、中学校教諭と当園職員の意見交換を行い、双方の指導理念、方針の共通理解を目指し、子どもたちの中学校生活の充実と、よりよい進路支援が進められるようにしていきます。

### ②学習ボランティアとの連携

子どもたちの学習支援のために、大学生を中心とした学習ボランティアの協力を得て学力向上、学習習慣の定着に努めます。子どもの希望に沿ったボランティアの開拓を行い、より効果的な活動ができるよう連携し支援します。（詳細は「ボランティアとの連携」を参照）

## (5)精神科医、心理職との連携

### ①心理的な支援

被虐待等により心理的な支援を必要とする子ども達に対応し、心理職員が個別面接や生活場面面接を実施し、子どもたちへの個別的、治療的ケアを実践します。また、非常勤の精神科医が子ども達の精神症状、発達状況、問題行動などの観察、評価をし、専門的な視点からの助言や診断を行います。

月1回心理職員と居室担当ケアワーカーのコンサルテーションを実施し、子ども達の問題行動に対して、心理面からの評価、ケアについての助言をおこないます。

管理職・FSW等の専門職・心理職・精神科医は、連携しながら、子ども達の状況把握と問題の評価を行い、役割分担しながら子ども達のケアに関わり、居室担当ケアワーカーと子どもとの関係をサポートしていきます。

必要に応じて児童相談所の児福司、心理、医療スタッフを始め、地域並びに関係の深い医療機関・保健機関等とも連携していきます。

## (6) 宗教教育プログラム

当園はキリスト教（プロテスタント）の精神に基づいて築かれ、基本理念における重要なプログラムです。園内礼拝は毎月2回実施し、「一人ひとりが尊い存在であること」を中心に、自己肯定感、互いを尊重する心を育てています。イースター礼拝やペンテコステ礼拝、幼児祝福式（七五三）、クリスマスページェント礼拝も併せて行います。子ども達の参加については、一人一人の自由な選択を尊重しています。

### (7)ボランティアとの連携による支援

当園は子ども達が地域社会の一員として、生活自立できることを目指しており、その懸け橋となる地域のボランティアの方々を幅広く受け入れていきます。また、活動が子どもたち、ボランティア双方にとって有意義なものになるよう、ボランティアを育成していきます。

## ①ボランティアによる日常生活支援

### i 生活ボランティア

日常生活の中で、子どもたちに可能な限り丁寧な支援を提供するため、夜の時間帯や、子どもの多い土日の日中の時間帯に2人以上の大人が子ども達を援助できるように、生活ボランティアを受け入れていきます。子どもたちの日常生活に入っただけの活動となるため、専門的な学びをしている福祉系・教育系・心理系の大学生または大学院生を中心に構成します。特に社会福祉の学びを兼ねている学生に対しては、将来的に、社会福祉の現場でマンパワーとして活躍できる人材育成も視野にいれながら、助言も行っていきます。

### ii 繕い物

長年にわたって当園を支援してくださっている、ボランティアグループ「カンナの会」による繕い物の活動を、今年度も依頼していきます。被服等の管理に多大な貢献が実践され、今後についても期待されています。また、職員へ繕い物の方法を教える講座を開いてもらうことを計画しています。浴衣の着付けの講師の依頼をしていきます。

### iii 幼児養育への援助

地域の主婦グループであるカンナの会、たんぽぽの会、チュチュの会による未就園児対象の午前10時から12時の幼児保育を今年度も依頼していきます。今年度は曜日の枠を超えて10時から12時をたんぽぽの会、12時から14時に昼食の見守りをチュチュの会と2つのグループにし、ボランティアさんが柔軟に日程を調整できるようにします。

子育て経験の豊富なボランティアさんによる子どもたちへの優しく温かい対応に職員自身も学ばされることが多く、また子どもにとっても様々な遊び、様々な出会いに触れる機会となり、充実した時間となっています。

### iv 理容・美容サービス

幼児と小学生に関しては、引き続きボランティアの美容師（2グループ）にそれぞれ隔月1回来園して頂き、子どもたちの希望に応じて散髪して頂く活動を継続します。

また中高生に関しては社会経験として地域の理容・美容店を利用し、散髪をお願いしていきます。

### v 園内整備ボランティア

種々の分野で活躍中の社会人の有志からなるグループの方々に、今年度も継続して月1回、園内美化活動のお手伝いをお願いします。また感謝の気持ちとして、昼食をご用意させて頂き、ボランティア方同士の交流の機会とさせて頂いております。

活動は園内の美化に貢献するばかりではなく、ボランティアの方と子ども達と一緒に作業することを通して、お互いがコミュニケーションを図ることで、子ども達も楽しみながらお手伝いができ、社会性の向上に繋がり、良い影響を受けています。

### vi 写真撮影

一般社団法人いちご言祝ぎの杜様にご協力頂き、七五三や退園生の成人式の前撮りの際に記念の撮影及び着付け・ヘアメイクをして頂きます。子ども達や退園生ひとりひとりにとって貴重な記録であり、成長を祝う大切な機会となっています。今年度も引き続き依頼をしていきます。

## ②ボランティアによる文化、スポーツ、教養娯楽活動の支援

### i ピアノ教室

2名の先生に月2~4回のレッスンをお願いします。先生方のご希望の日程や子どもたちの予定に合わせて日程調整を行い、活動を進めていきます。子どもたちが楽しく意欲的に取り組めるよう、先生方と連絡ノートなどを介してやり取りを密に行い、必要に応じて活動の様子をホーム担当者に共有し、一人ひとりに合わせたレッスンをお願いします。発表会等で日々の練習の成果を披露し、継続して取り組んできたことを評価してもらう機会とすることで、子どもたちの意欲や自信に繋がります。

### ii 茶道教室

月1回、本館2階の和室を利用して行います。日本の礼儀作法を身につけ日本古来の茶を嗜むことを目的とし活動します。指導して下さる先生はボランティアの方です。学校作法に基づいて裏千家を教えて頂いており、人数・時間の関係もあり対象は中高生に限らせて頂いています。また、1月の初釜では、晴れ着を着てお食事を頂き、その後園内の子どもたちや職員を招待してお点前をします。日々のお稽古が発揮できる場、活動の成果を披露する機会にしています。

### iii ダンス教室

活動内容は子ども達から関心が高いヒップホップダンスの教室を、小学生以上の希望児童を対象に開催します。毎月1回の練習を行い、ダンスを通して自己表現を習得する、集団で練習を行い協調性や他者を認める力を養うことを重視して活動を行っていきます。また、半年に1度の園内での発表を目標に、自主練習を交えながら子ども達の意欲を高め、達成感を得ることで自信に繋がる機会となるよう働きかけます。

### iv 書道教室

月に一度、講師にボランティアの先生を迎え、ペン字や硬筆にも取り組むことで丁寧に字を書く習慣を身に付けます。

年初めの書初めには画仙紙を使用し、書道の文化に触れられるようにします。ガーデンパーティーと子どもチャレンジ発表会では作品を展示し、活動の成果を披露する環境を整え、子どもたちの成長を感じられる機会を設けます。

## ③ボランティアによる学習支援

i 恵泉女学園大学シェアリング部、学習院大学社会福祉研究会、慶應義塾大学ライチウスの学生グループ、世田谷BBS会所属の学生による学習指導

週一回のペースでグループ毎に曜日を設定し、マンツーマンでの学習指導を目的に担当の子どもを決めて活動していただきます。新規に参加を希望される方を対象にオリエンテーションを実施し、当園でのボランティア活動と当園の子どもたちの生活について説明を行います。また、毎週の学習指導後に反省会と活動記録ノートの記入を行い、ボランティアと職員との相互理解を深めます。通常の活動以外でも、ガーデンパーティー、クリスマス礼拝の当園諸行事への参加にご招待し、当園や子どもたちへの理解を深めて頂きます。また、学生ボランティアからの学園祭の招待に子ども達と職員が参加し交流を深めます。

年度末には、ボランティア活動を終了される方を対象とした「ボランティア・インターン生

感謝会」を行い、子どもたちと共に感謝の気持ちを伝える時を持ちます。

#### ii 個別学習ボランティアによる学習指導

今年度も子どもや担当職員のニーズを聞き取り、特に、受験期の子どもや個別指導が必要な子どもを中心に継続していきます。地域の方や会社員のボランティア希望者を受け入れ、個々の子どものニーズに合わせて、本館ミーティングルーム等の利用も組み入れながら、学習指導をお願いしていきます。

#### iii 英語ボランティアによる学習

SLS Japan という企業から1名のネイティブ講師が来園し、月2回のレッスンを行います。英会話を中心に楽しく英語を学ぶことで、英語への苦手意識の低減やコミュニケーション能力の向上を促します。子どもの希望に合わせて定期試験対策や英検対策など個別的な学習内容を考えます。講師から新しい講師の紹介などがあればその都度協議し、講師の依頼や児童の選定を行っていきます。

### (8) 社会的自立に向けての支援

#### ①進路選択の支援

進路指導マニュアルにより、園全体で企画実施している「進路選択の時期に達した子どもたちへのオリエンテーション」をきっかけに、進学を目指す子どもの学校見学、あるいは志望校の選択や、各種奨学金制度の活用を前提にした資金計画、また就職を目指す子どもへの就職活動、社会体験プログラム、自立訓練の実施等プログラムに添って支援していきます。

#### ②自立に向けての支援

高校生と担当職員で「自立支援計画」を作成し、日々の生活の中で、状況にあった自立支援が行えるようにします。支援の振り返りを行いながら常時見直しを行います。

小舎制並びにグループホーム制の採用による家庭に近い生活の中で自立に向けての支援を行っています。加えて、園内の自立訓練用の建物を使い、宿泊型の自立訓練を行います。各学年とも年一回の実施を基本とします。失敗せずにやり遂げることを目的としたものではなく、自分ができる事、できない事を知ること、他者との関わり方を学ぶことを目的としています。訓練実施後には評価会を行い、当事者の自己評価や担当職員、事務、栄養士などからの評価とアドバイスを受け、自立に向けて、当事者が自ら問題や課題を体得できる機会とします。一回目の訓練終了後に自身の今後の課題や目標を明確にした上で、本人の意向に沿って二回目以降の宿泊型自立訓練を実施します。所属ホームでの暮らしと自立訓練を中心としたプログラムを相互に行いながら、課題を克服していき、主体的で豊かな社会自立が実現されるよう取り組んでまいります。

#### ③座談会の実施

園生活を送る中で、高校生が感じている悩みや困り感、要望などについて、高校生と職員が話し合う場を設けます。高校生は同年代児の話や意見を聞くことで、多くの価値観や考え方に触れ、自分の気持ちに折り合いを付けながら問題解決が出来る力を付けられるようにしていきます。職員は高校生の意見に真摯に耳を傾け、様々な視点から助言を行っていきます。

高校生から出てきた意見については、職員会議やホーム会議で高校生からの意見を共有し、改善点などを検討していきます。

#### ④海外交流事業

中学生・高校生を対象に海外交流事業として、今年度も公益財団法人クロスボーダー・ウイング様からのご招待を通して、日本(3箇所)と韓国(2箇所)の児童養護施設の交流プログラムに参加します。

このプログラムを通して、異文化に触れる機会とし、異文化への理解を深めていきます。さらに、他の児童養護施設との交流を通して様々な価値観と触れることで、子どもたちが社会性を身に付け、将来にわたって幅広い視野が持てるように努めます。

また、園内では韓国語講座を行い、テキストや音楽、ドラマなどを通じた韓国語の習得や韓国料理や文化体験などのプログラムを行い、子どもたちが異文化に興味関心を深められるように努めます。

#### (9) 学校、地区委員会等との連携

施設が地域社会の一員として社会的役割を果たせるために、地域が求めるニーズを把握し、可能な限りそのニーズに基づいた事業や活動を行えるよう、計画、実施していきます。

##### ①中学校PTA活動

本園中学生が通学している世田谷区立中学校において、子ども達の健全な成長を図ることを共通の目的とし、今年度から園長が外部評価委員として地域家庭並びに学校教員との相互の協力と理解を深め、世田谷区上馬・駒沢地域における教育環境の改善、充実に向けて役割を果たしていきます。

また、PTAからの要請に応じて、学校行事の手伝いに積極的に参加し、父兄や地域との関係構築に努めます。

##### ②青少年上馬地区委員会

上馬地区の一員として、委員会に参加し、委員会主催の地域行事には、可能な限り協力し、会場の提供、人力の提供をしていきます。

##### ③小学校PTA校外班活動

今年度も当園小学生が通学している小学校PTA校外委員会委員の役割を担っていきます。校外委員の業務内容は学期に1回の常置委員会への参加、集団下校の付き添い、児童名簿の確認を行います。また、馬出し・防犯パトロールの調整を校外委員が実施します。園として、引き続き「こどもをまもろう110番」を継続します。

#### (10) その他の支援

##### ①パソコンの利用

子どもたちが生活する各ホームには、それぞれ2台ずつインターネットに接続された子ども用のパソコンがあります。1台は学習用として、1台は余暇のため使用できるようにしています。さらに学習用のタブレットが各ホームに1台あり、また小学生と中学生はひとり1台、学校からタブレット端末を貸与されています。子どもたちはこれらICT機器の使用方法

を学びながら、インターネットを用いて課題に取り組み、リモート授業を受けることができます。今年度もインターネットを通じた学習環境の整備に取り組みます。

#### ②スマートフォンの所持と使用についての支援

携帯電話（スマートフォン）の所有については、①児童個人の名義で契約・所有する ②月々の小遣いで使用料金を支払うこと ③金銭を含め、自己管理ができることを条件としています。上記条件で対象となる年齢が満15歳からとなるため、当園では「進路の決定した中学3年生」に対して携帯電話の所有を認めています。購入資金や利用料金は原則、児童のお小遣いを用います。（東京都018サポートを含む）

対象となる中学3年生には進級時に実施する「進路オリエンテーション」内にて説明を行い、所有に向けた準備（金銭や使い方、ルールについて）を担当者と行います。

その際、園で決めたルール（使用時間や個人情報流失の防止に向けた注意事項が記載された）「携帯電話の使用にあたって」を参照とし、使用方法の確認とルールの同意を担当職員・本人で行います。契約時には園長、児童の保護者・担当児童相談所とも連携を図り、適切な使用ができるよう指導します。

#### ③自転車調整

園で所有している自転車の整備・修繕・廃棄・整頓などの管理を行っています。

園内の小学生～高校生一人ひとりが自転車を使用できるよう園全体の自転車を配布・調整・整備しています。自転車を一人ひとりが持つことで、物を大切に作る意識も養います。

月一回の自転車整備安全チェックを各ホームに実施してもらうことで、子どもが怪我せず安全に楽しく自転車に乗れることに加え、職員子どもへの安全に対する意識の向上も促します。

#### ④写真管理

子どもたちの成長の記録や行事の記録のために写真撮影をしています。現在はデジタルカメラが各ホームに1台ずつありますが、個人情報保護の観点から事務室で一括管理し、必要なときには管理台帳に記入の上、持ち出して使用しています。同じく個人情報保護の観点から職員個人所有のカメラや携帯電話による子どもの撮影は禁止しています。写真は年に2回（上半期・下半期分）現像を行い、写真係から各ホームに配布し、各ホームの担当者が子どもたちそれぞれのアルバムに保管しています。

### 3. ケースワーク推進部門目標

ケースワーク推進部門は家庭支援専門相談員と自立支援担当職員から成り、ケースの進行管理を担います。それぞれの職種にとらわれず、全ケースに関わるケースマネージャーチームです。

支援にあたってはホーム担当ケアワーカーとの協働を基本とし、各種支援計画の作成と実行、評価などに対して助言や指導を行います。また在園中・退園後の子どもと保護者への支援や関係機関との協議・連携をサポートします。また、令和2年度より特別区の児童相談所

設置が始まっています。支援体制の非常に大きな変革になりますので、円滑な移行をしていきます。

また、部門の職員それぞれが児童部会の委員会に所属し、情報を得て学ぶことで専門性の向上を図り、支援に生かします。さらに意図的にホームでの子どもの生活場面に触れることにより、子どもの理解を深め、ケースマネジメントに反映させます。

#### 退園児童の支援（アフターケア）における推進目標

子ども中心主義のもと、子ども達が園で養われた基礎的な力を発揮し、人として社会に生きる力を支援し、自己実現を尊重します。

退園生のケースの進捗管理は、自立支援担当職員が軸となり、各ホーム担当者や部署に助言、指導をしていきます。

#### 里子・里親支援専門相談員事業

##### ①養育家庭委託の推進

家庭復帰（再統合）の困難な子ども達には、ノーマライゼーション、パーマネンシー・プランニングの見地から、養育家庭委託を推進するために、ニーズを把握するためのアセスメントを行い、児童相談所に対して積極的に上申します。

養育家庭委託の候補児童が決定した際は、児童相談所と協議し、児童のニーズを伝えることで、より良い養育家庭とのマッチングを支援します。養育家庭との交流が開始してからは、安定した交流を継続し委託が実現できるよう、児童相談所と連携し、養育家庭、児童の意向の聞き取りを行い、助言、指導を行います。委託後は、児童相談所や委託先地域の支援機関と連携しながら、原則委託後6カ月間をアフターケア期間として、状況の聞き取り、家庭訪問などを行い、児童の安定した生活を支援します。

##### ②フレンドホーム委託の推進

自宅等への帰宅が困難な子ども達の情緒の安定や社会性のより良い発達を図るために、今年度も東京都フレンドホーム制度を活用します。特に幼少時期より家庭生活体験の乏しい子ども達には、意識的に活用できるように取り組みます。また、登録家庭に対しては、フレンドホーム同士が交流できる機会も設定し、子どもへの理解が深められるよう働きかけます。

##### ③地域の里親・ファミリーホームの支援

世田谷区児童相談所管内の養育家庭に対し家庭訪問をし、相談援助などの支援を行います。当園をはじめ児童相談所や支援機関、養育家庭は里子を養育するためのチームであると捉え、連携の上で里子の地域での養育を支援します。また、里親サロンへの参加を通じた意見交換、研修の案内など、児童相談所との連携により支援を行うとともに、「里親に対するレスパイトケア事業実施要綱」に基づき、委託児童の再委託を受け入れることも必要に応じて行います。

また、フォスタリング機関部門と連携し世田谷区における新たな里親支援体制の確立を目指し、当園を活用した里親子の地域支援の体制整備や関係機関との連携体制の整備を行います。

##### ④普及・啓発活動及び里親開拓

養育家庭制度の普及・啓発活動及び新規里親開拓のために、児童相談所、フォスタリング機関部門と連携した啓発イベントの実施を行います。また、園で行われる地域福祉行事でのインフォメーションによる普及・啓発活動、地域の里親、住民の交流を目的とした行事の開催を行います。

#### 4. 里親制度推進部門目標

家庭養護を推進し、里親委託数の増加が国によって求められています。委託数を増加させるためには、要保護児童を家庭で養育するという里親養育の特殊性をふまえた十分な里子・里親支援が必要です。当園は児童養護施設の運営において要保護児童の養育にまつわる種々の実践を、子ども中心主義の理念に基づき積み重ねてきました。その専門性を基盤とし、里親家庭で多くの子どもたちが豊かに育ち、生活を継続していくことへの支援を見据えた、切れ目ない里親支援事業を展開していきます。令和5年度より、世田谷区より里親養育包括支援事業の包括委託を受け、事業は普及促進・リクルート事業、研修・トレーニング事業、マッチング事業、養育支援事業のすべてを担っています。

施設配置の里子里親支援専門相談員と連携し、里親の委託促進、養育支援を実施します。切れ目ない里親支援事業の一環として普及啓発事業、研修事業を展開していきます。

なお、本事業は当園の里親支援スーパーバイザーである青山学院大学教授であられる横堀昌子先生の御助言をいただきながら事業を推進します。

##### (1) 里親普及促進・リクルート事業

里親や養子縁組を必要としている児童が一人でも多く里親家庭で生活できるよう、世田谷区を対象に制度の普及啓発とリクルート（新規里親の開拓）を行います。普及啓発にあたっては、世田谷区、児童相談所、地域の子育て支援機関などと協働し、区民に対し制度理解を求め、新規里親希望者の開拓と里親子の生活しやすい環境作りを支援することで、世田谷区と共に里親子フレンドリーシティを目指します。

リクルートにあたっては、上記地域機関との連携の他、SNSなどのWEBメディアや、養育体験発表会等のイベントを活用し、里親に登録するまでの道のりを段階的にフォローすることで、里親登録数を増加させることを目指します。

特に養育家庭（里親）においては、短期的な預かりがあることや養育上のサポートも充実していることを訴求し、子どもの受託に至り社会的養護の受け入れ先として活躍できる養育家庭（里親）の獲得に注力します。

年間開拓目標                                 : 12 家庭（養育家庭・養子縁組里親）

年間新規問い合わせ目標数: 60 件

##### ①普及促進の取り組み

###### 1) ターゲット別のリクルート

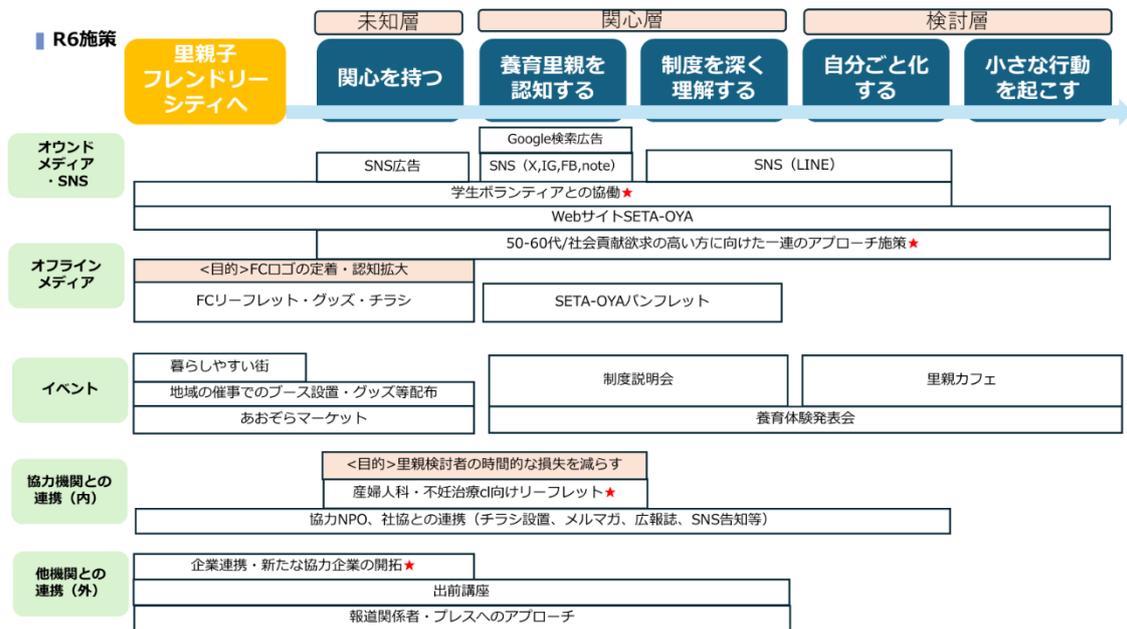
広報の戦略アプローチとして、未知層（里親そのものを知らない人）/関心層（里親に興味・関心を持つ人）/検討層（里親になろうか迷っている人）に分け、未知層には“知ってもらおう”（認知拡大施策）/関心層には“興味を持ってもらう&不安を払拭する”（獲得＝問い合わせし

てもらう施策（以下獲得施策）/検討層には“登録・継続してもらう”（獲得施策）ことを目的として情報発信します。

また、一連の施策を通じて里親子フレンドリーシティを目指します。

今年度新たに実施する取り組みは以下の通りです。

- SNS 運用における学生ボランティアとの協働
- 50-60 代/社会貢献欲求の高い方に向けた一連のアプローチ施策
- 産婦人科・不妊治療 cl 向けリーフレットの作成、配布
- 新たな協力企業の開拓



i 未知層向け キーワード：制度に関心を持つ

○SNS での情報発信

世田谷区の SNS アカウント（「世田谷区広報」）と連携し、各種イベント情報等を共有して告知してもらいます。NPO 法人 Living In Peace と連携し、同法人管理運営のソーシャルメディアアカウントで各種イベント情報等を都度発信し、様々な方々に当園の取り組みをアピールします。

○フォスタリング機関の専用サイト運営

当法人の制作したフォスタリング機関専用サイト「世田谷の里親相談室 SETA-OYA」（以下 SETA-OYA）の運営を継続します。

GoogleAdGrants を活用し、Google 検索広告を出稿し SETA-OYA の認知拡大を目指します。

○ポスター/チラシ/リーフレット作成・配布

○屋外イベント「あおぞらマーケット」の実施 回数：年 1 回

会場：BONUS TRACK（下北沢の商業施設）

○報道(テレビ・新聞・Webメディア等)

里親月間などに合わせ、取り組みを報道関係者に訴求します。

○産婦人科、不妊治療クリニックなどへの適切な情報提供

○区内の区民向け催事等でのブース設置/広報素材の配布 回数：年4回程度

3ヶ月に1回程度、区民まつり、梅まつりなど多くの人出が見込まれる催事にブースを設置し、各回500部程度のグッズ配布をします。

ii 関心層向け キーワード：養育里親を認知する、制度を深く理解する

○SNS運用

当法人の運営するSNSアカウント(X(旧Twitter), Facebook, Instagram, note)において、イベント情報等や制度の豆知識等についても配信します。

○SETA-OYAの充実化

里親や元里子へのインタビューによる『当事者の声』や、支援体制・金銭的な援助の説明・Q&Aといったコンテンツを通じて、里親になるにあたっての不安を払拭・登録率向上を目指します。

○制度説明会等 回数：年4~5回

里親制度に関する説明会やトークイベントを開催します。

○特に子育て支援や社会貢献に関心のある層へのリクルート

子育て支援の現場に従事していたり、ボランティア活動されたりしている当該ターゲット向けに情報発信します。

○関係機関のメルマガ等コンテンツ活用

以下の関係機関のメールマガジン等にて里親制度に関する情報発信を行います。

- ・ファミリーサポート事業援助者向けメールマガジン
- ・社会福祉協議会のメールマガジン
- ・社会福祉協議会が発行する社協だより 等

iii 検討層向け キーワード：自分ごと化する、小さな行動を起こす

- ・LINE運用
- ・里親カフェ 回数：年3~4回
- ・養育体験発表会 回数：年1回

iv 里親子フレンドリーシティ施策

○「里親子が暮らしやすい街は、きっと、あなたも暮らしやすい街。」イベント

回数：年2回

里親子や子育て家庭を支援する人をターゲットに、「里親子が暮らしやすい街」について考えるワークショップを含むリアルイベントを開催します。

○グッズ等作成・配布

○新たな協力企業の開拓

○オフライン(リアル)子育て支援の現場でのブース設置/広報素材の配布

## 2) 他機関と連携して実施する施策

### i 企業等との連携

ユー花園（生花店）、無印良品、株式会社ジュン等と協働した普及啓発を継続実施する。

### ii 社会福祉協議会との連携

区内各地域の社会福祉協議会と、里親制度の普及啓発における連携体制をとり、社会福祉協議会のネットワークを通じた普及啓発を行います。

### iii NPO 法人バディチームとの連携

NPO 法人バディチームと連携し、里親制度の普及啓発活動を行います。

### iv 出前講座等、出張型の普及啓発・リクルート

上記の様々な機関との協働を基礎とし、各所で里親制度に関する出前講座を行っていきます。

## ② リクルートの取り組み

里親登録にかかる以下のプロセスを担い、里親希望者のアセスメントを行いながら、以下の里親になっていく過程を伴走支援します。

- 1) 里親登録の相談受付
- 2) 里親登録のための面接（インテーク面接）
- 3) 申請登録/登録更新事務
- 4) 家庭調査
- 5) 調査書素案作成

## (2) 研修・トレーニング事業

里親登録における法定研修の運営や、里親の委託率向上、養育継続による子どもの生活の安定を支援するために、里親を対象とした研修の企画運営、里親の養育力向上のためのトレーニングを実施し、里親家庭の受講管理を行います。各家庭に対し、個別研修計画を策定し、以下の研修のマネジメントを通し、里親の養育力向上を目指します。

研修講師、実習先等に、地域の子育て関係機関を積極的に活用し、里親家庭と地域のつながりを強化するとともに、地域の子育て関係機関の里親制度理解を促進します。

### ①研修体系に基づいた個別研修計画の策定

### ②研修の企画運営

以下の研修について、企画運営を行います。

・認定前研修（年3回） ・登録後研修（年3回） ・受託後研修（年2回）

### ③トレーニングの取り組み

- 1) 個別研修計画策定
- 2) セルフチェックシートからの質問
- 3) 施設見学／実習

以下の各施設等で、里親のニーズに応じ見学／実習を実施します。

・乳児院 ・保育園 ・児童館 ・自立援助ホーム ・おでかけひろば

- 4) 先輩養子縁組里親のお話を聴く会（年1回）

- 5) ともがきライブラリー（自由閲覧日は月2回、貸し出しには随時対応）
- 6) 未委託家庭学習会（年3回）
- 7) 障害児の養育に関するトレーニング
- 8) 他機関の研修等紹介

### (3) マッチング事業

児童相談所による里親と委託候補児童のマッチングにおいて、当園の持つ里親の情報を提供し、適切なマッチングがなされるよう支援します。児童相談所と里親に関する情報共有の体制整備、マッチング会議の開催、里親や関係機関とのマッチングに向けた連絡調整を担います。

- ①マッチング名簿、里親のアセスメントシート
- ②マッチング会議
- ③社会的養護の子どもの養育、受託児童に関する情報の伝え方
- ④交流内容記録シートの作成
- ⑤ウェルカムブックの作成

### (4) 養育支援事業

里親からの相談の一義的窓口となり、児童相談所等を含めた支援全体のコンサルテーション役を担います。支援の進行管理・調整役となり、訪問等による相談支援はもちろん、社会資源の情報収集、紹介等のソーシャルワークを行います。具体的には、以下のような内容を実施します。

<訪問等支援>

- ①自立支援計画書案の作成 ②学校・保育所等への訪問
- ③里親委託等推進委員会の運営 ④里親への訪問支援 ⑤未委託家庭への定期巡回訪問
- ⑥里親の相互交流
  - i 養育家庭対象（日だまりサロン）
  - ii 養子縁組家庭対象（せたがやほっとくらす）
  - iii 独自サロン（ともがきサロン）
- ⑦親子の再統合に向けた面会交流支援 ⑧一時保護委託の推進 ⑨夜間休日の対応
- ⑩レスパイトケア事業の事務 ⑪応援ミーティングに関する事務 ⑫その他

<自立支援>

里親家庭から措置解除となる児童の社会的自立の促進・安定を図り、以下のような取り組みを実施し、相談援助体制を整えます。

- ①児童の進学支援・就労支援等に関する里親家庭への情報提供・相談援助
  - ・中学生向けプログラム
  - ・高校生向けプログラム
  - ・自立訓練プログラム
- ②高校中退者など個別対応が必要な児童に対する再進学又は就労支援

- ③措置解除となった里親子に関する相談援助(アフターケア)
- ④関係機関との連携等

## 6. キャリアアップ推進部門目標

### (1) 職員派遣研修

職員の専門性と組織性の向上を目的に、職員の派遣研修を実施します。自由選択した研修(希望研修)への参加と、指定した研修(派遣研修)への参加を各職員1回ずつ、合計年2回を基本とします。指定参加する研修に関しては、それぞれの職員について育成計画を立て、計画に沿った研修の参加を実現できるよう工夫していきます。経験年数10年以上の職員にはリーダーシップの確立を目的とした研修、経験年数1~3年の職員に対しては具体的な個別援助技術の習得を目的とした研修といったように、職員の経験と成長段階に合わせ、園長、副園長、研修係とで研修を選定して指定します。また、職員会議やOJTを通して研修内容を共有し、実践に活かせることを目指します。

また、海外研修については、年間若干名ですが、理事長、園長が研修の有効性を認めれば、最高200,000円までの資金を援助します。

### (2) 園内研修

職員の希望も取り入れつつ、日々子どもたちへの支援の中で、すぐに実践に役立つ内容を中心に企画します。講師もテーマに準じた専門家に依頼していきます。権利擁護に関する研修については毎年実施し、職員の意識向上に努めます。

引き続き、事故や突発的事態に対応するための応急法の技術の習得や、嘔吐物処理の研修の他、職員の希望も取り入れながら園内研修を企画運営していきます。

### (3) 職員相互の研修(OJT)

職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人一人の援助技術を向上させ、施設全体の養育支援の質を向上させられるよう、階層別のOJTを企画、実施します。

昨年度と同様、若手対象のOJT、中堅対象のOJT、ホーム長・副ホーム長のOJTに分けて実施します。OJTの企画運営はキャリアアップ推進部門以外のリーダークラスの職員に担ってもらいます。専門的な知識や技術だけでなく、当園が大切にしている養護理念や、これまでに積み上げてきた取り組みについても丁寧に伝えていくことを大切にしながらOJTを進めていきます。また、積極的に外部講師も招き、新たな支援の視点を吸収することや、若手職員が増える中でも、組織・チームとしてのまとまりを作り支援が円滑に進められるようホーム運営のポイントなどについても学びを深めていきます。

#### ①若手OJT

経験年数が1~3年目の職員を対象に若手OJTを行います。先輩職員にもゲストとして参加して経験談やアドバイスなど助言をしてもらいます。内容は主にロールプレイを用いて子どもの支援における困難場面への対応方法を学び、先輩からの助言を受けながら専門性の向上を図ります。また先輩からの助言を通して社会人としてのマナーなども身に付けていき

ます。

#### ②中堅 OJT

経験年数が、4～6 年程度の職員を対象に中堅 OJT を行います。KPT などのアクティブラーニング技法を用いて参加職員が主体的に発言し、日常の業務における身近な課題を取り上げ、意見交換を行う中で、専門性の向上を目指します。

#### ③ホーム長・副ホーム長 OJT

「ホーム運営方法」や「効率的な業務の見直しと整理」、「子どもの課題へのチームアプローチの手段やチームワークについて」等、ホーム長同士が抱える課題をホーム長・副ホーム長 OJT の中で協議・検討し、「子ども中心主義」という園の方針に沿った適切なホーム運営の実現を目指します。

#### ④インターン OJT

インターン生に対しての OJT を学期に一回実施します。振り返りの作業を実施しながら、将来現場を担っていく人材の育成を行います。

#### (4)新任オリエンテーションについて

次年度の入職予定者を対象とした新任オリエンテーションの企画・運営を行います。園の理念、生活支援の基礎などのテーマを中心にオリエンテーションを実施し、新任職員が入職後スムーズに業務に取り組めるようにしていきます。講義の内容については前年度の反省や入職予定者に伝えたいことを講師とキャリアアップ推進部門で整理をしながら、より良いものを作り上げていきます。

#### (5) 関連他施設における職員研修の実施

世田谷区一時保護所での当園職員の現場実施を行います。また、一時保護所職員の研修の受け入れも行ない、相互理解と更なる連携強化につなげていきます。また、児童部会による職員交換研修に参加し、部会所属施設への職員の派遣ならびに他施設職員の研修受け入れを実施します。

## 7. 食生活支援推進部門目標

当園の子ども達は、心身が著しく成長する時期にあり、十分な栄養を摂取するためにバランスの取れた食事は重要です。更に、子ども達の中には退園後一人で生活をしなければならぬ子も多く、調理技術や栄養知識の習得など食生活に対する自立支援も必要です。

しかし、子どもたちの多くは望ましい食生活の経験が少なく、家庭的な雰囲気の中でそれらの支援がなされることが子ども達の心の安定を育む上でも大切だと考えます。

よって生活の一部、ケアワークの一部として、食育・食生活の支援がなされるようケアワーカーと連携を取りながら取り組みます。

#### (1)子ども達の心身の成長に十分な栄養管理

- ①食事摂取基準量の算出・充足
- ②食糧構成の作成

- ③残食調査の実施
  - ④嗜好調査の実施
  - ⑤給食費の予算（一人当たり 1084 円）
  - ⑥アレルギー対応
  - ⑦ ①～⑥を満たした、献立作成
- (2)食育・食生活の自立に繋げる支援
- ①ホーム調理の実施（本園のみ）
  - ②グループホームの食生活・献立チェック
  - ③行事食の実施
  - ④調理室で子ども達と一緒に行く、おやつ作り（発表会等）
  - ⑤食に関するアンケートの実施・公表
- (3)食環境と衛生管理
- ①キッチンチェックの実施・講評（年2回）
  - ②衛生に関する講義（職員会議にて）
- (4)ケアワーカーに対する食支援
- ①新任職員向け料理教室の実施
  - ②職員向けの料理教室の実施（職員の希望を聞き実施内容を決定、または職員の苦手な分野を抽出し実施内容を決定する）
- (5)その他の食支援
- ①リクエストメニューの実施
  - ②選択食の実施
  - ③誕生日メニューの実施、誕生日カードの作成
  - ④栄養士、調理員のホームへの食事入り(栄養・調理技術指導、コミュニケーション作り)

## 9. 医療保健部門目標

医療保健部門は、通院・服薬を必要とする児童の増加や、予防接種の管理、アレルギーへの対応等施設として医療的ケアの充実が求められていることから令和4年度から非常勤看護師が配置されました。支援にあたっては、保健係及びホーム担当ケアワーカーとの協働により児童の健康管理や医療的ケアをより充実させていきます。

### （1）園児の健康管理支援

- ①医療的ケアが必要な児童等の健康管理及び身体発達上や健康上の相談への対応を行います。
  - ②保健所や医療機関等との連絡調整や医師又は嘱託医との連携、医療的ケアが必要な児童等の医療機関への受診の付添等を行います。
  - ③日常的な健康管理のために、既往症、園生活での身体測定・健康診断・予防接種・アレルギーなどの情報を収集、日常の健康管理に生かします。
- ・アレルギー対応については医療機関、教育機関、食生活推進部門と連携して対応しま

す。

#### (2) 医療的ケア必要時の対応

- ①事故や怪我、副作用など医療的ケアが必要な児童等に対する支援及び緊急時における対応を行います。
- ②医療的ケアが必要な児童等の必要時、医療機関への受診の付添等を行い、また、事故や怪我等の治療やケアに関する知識の情報提供を随時行います。
- ③必要時、主治医及び担当薬局薬剤師からの情報提供を確認し薬の副作用の予防をはかりま

#### (3) 感染症予防に向けての取り組みと対応

- ①予防接種の管理を保健係及びホーム担当ケアワーカーとともにすすめます。
- ②感染症発生状況を常に把握し情報を早めにお知らせしていきます。そして園での感染症の発生の場合は施設内クラスター対策を図り治療やケアに関する知識の情報提供を随時行います。管理職や保健係ホーム担当と連携を図り、速やかに隔離・対応を行います。
- ③感染症発生場合の対応について、対応マニュアルの整備を行います。

#### (4) 健康管理・医療的ケアに関するデータの整理

日常的な病院受診や疾病や症状の把握、および服薬管理表による服薬状況の把握を行います。また、予防接種一覧表、投薬管理表、検温表などのデータの記入の入力を進めていきます。その内容を元にデータを見やすく分かりやすくし、日常的な健康管理の参考にしていきます。

## 10. 各部門共通の目標

### (1) 職員の資質とモチベーションの向上

#### ①職員による小研究会（ワークショップ）活動

平成23年度より全職員をグループに分け、園内に小研究会（workshop）を立ち上げました。3年を1期とし、計画に沿った研究活動を継続してきました。

令和5年度より開始した第5期の全10グループは、2年目を迎えます。研究経過を園内での中間報告会や日本児童養護実践学会で発表を行い、研究の充実と職員それぞれの専門性の向上を図っていきます。職歴や職種に関わらず職員各々が主体的に活動し、充実した研究になるよう努めます。

#### ②スーパービジョン

今年度も全職員をスーパービジョンの対象とし、専門家養成を目的として実施します。月1回の実施で計画し、直接処遇職員を中心にユニット形式で実施し、支援計画の妥当性、リスク予測、効果予測について職員自らが証明できることを目指します。個人でのスーパービジョンも希望に応じて随時実施していきます。

また、フォスターホームサポートセンターともがきにおいても、里親支援スーパーバイザーを外部からお迎えし、月1回の実施で計画し事業実施上の助言を受けていきます。

園内においても、園長、副園長、統括主任、主任、副主任が中心となり、支援内容の点検、職員の相談を受け付け、職員がひとりで問題を抱え込まず、組織として対応、解決できるようスーパービジョン体制を確立していきます。

## (2) 福祉人材の育成

今年度も福祉人材養成機関に対し積極的に実習機会を提供し、次代の福祉マンパワー養成に協力します。実習生の受け入れにあたっては、「東京育成園社会福祉士実習プログラム」により以下の5項目の目的を設定して実施します。

- ①児童養護施設東京育成園の事業を学ぶ
- ②子どもを理解する
- ③ケースワークにおける FSW の働きを学ぶ
- ④他機関や地域との連携を学ぶ
- ⑤自己覚知を行うとともに児童養護施設職員としての自らの資質を考える

また、次の3段階による学びを設定し、これに基づく詳細なカリキュラムを提示し、実習を指導します。

段階	期間	内容
第一段階	実習開始～ 7日目	<ケアワーク実習> 家事全般（掃除、洗い物、洗濯）、子どもの対応
第二段階	8日目～ 15日目	<ケアワーク実習> 家事、環境整備の意味の考察、個別課題支援について学ぶ
第三段階	16日目～ 実習終了	<ケースワーク実習> ニーズ把握、アセスメント、プランニング、モニタリングなどのソーシャルワークを学ぶ（個別援助計画作成）

実習を受け入れる福祉人材養成機関は、法政大学、日本社会事業大学、大妻女子大学、東京都立大学、昭和女子大学、日本女子大学、明治学院大学、聖学院大学、大正大学、東京家政大学、東洋大学、玉川大学、白百合女子大学、立教大学、東洋英和女学院大学、共立女子大学、実践女子大学、武蔵野大学、目白大学、ルーテル学院大学、白梅学園大学、駒澤大学及び田園調布学園大学等とします。

## (3) 災害防止対策の取り組み

災害防止対策の取り組み方針は次のとおりです。

- ①全ホームの防災設備の整備充実を図ります。

防災設備としての避難階段、避難口（非常口）の点検、確認。消防用設備としての自動火災報知設備、非常通報装置、非常警報設備、避難器具（避難はしご）、誘導灯及び誘導標

識、防火用水の整備、防火バケツの点検、確認。カーテンが防災の性能を持ったものであることを点検、確認などを定期的に行います。

- ②消防計画の周知徹底を図ります。
- ③非常対策編成表の充実を図ります。
- ④各種防災訓練の積極的実施の充実を図ります。

避難・通報・消火に関する訓練を毎月実施します。時々消防署員に来園を要請し、訓練参加を通して指導を受ける機会を設けます。また、口頭、図上による防災教育、自動火災報知機発報時における受信機の取扱い方法の講習、炊き出し及び地域における広域避難訓練への参加、救急法の講習を園内研修の中で実施するなどの取り組みも行います。

#### 防災訓練実施計画

	4月 14日	5月 9日	6月 22日	7月 1日	8月 21日	9月 7日	10月 26日	11月 6日	12月 20日	1月 25日	2月 8日	3月 15日	計
訓練の内容	避難誘導訓練	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
	消火訓練	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
	通報訓練	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
	地震訓練		○	○			○		○	○		○	7回
	図上訓練		○										1回
	夜間訓練						○						1回
	その他の訓練			※1	※2			※3	※4		※1	※4	

※1 非常食を利用した炊出し訓練：電気が使用できない状況下での調理訓練を実施。

※2 災害による電話の不通を想定し、災害伝言ダイヤルによる情報収集の訓練の実施。

※3 地域町内会と連携し、「地域合同避難・防災訓練」の実施。

※4 同敷地内にあるコドモの園幼稚園、オリーブ保育園との「3園合同防災訓練」の実施。

- ⑤緊急時連絡網等の整備の充実を図ります。

非常通報装置と職員緊急電話連絡網の整備の充実を図り、非常通報装置の取扱いの習得や災害時優先電話についての講習、職員緊急電話連絡網を用いての非常時連絡訓練なども実施します。

- ⑥消防署の立入検査の充実を図ります。

- ⑦防災設備の保守点検の充実を図ります。

年2回の業務委託による自動火災放置機の点検を行い、1回は消防署への届けを行っています。また、防火管理者による年2回の自主点検等を実施します。

#### ⑧グループホームの災害対策の充実を図る

ヒソップホーム、さくらホーム、マナの家、凧の家、カナンの家、シオンの家の防災係と本園の防火管理者が分園専用の災害対策マニュアルを軸に連携を強化し災害対策の充実を図ります。また、地域の防災訓練等に参加するなど防災に対する知識を深めます。

#### ⑨その他の取り組み

大地震対策要項の整備、点検、災害発生時におけるBCPを作成し各部署に配布・徹底します。また災害時における地域との防災に関する協定に関して周知します。グループホームにおける災害対策の充実を図ります。必要な各種防災用品を購入していきます。非常持出品、救急医薬品の各部署への配布とその管理を行い緊急時に支障なく活用できるように備えます。災害だけでなく世田谷警察署防犯係に依頼し、防犯に対しても学習します。

### (4) 安全管理

#### ①遊具管理

子ども達の安全を第一に考え、日常的な点検と1カ月ごとの保守点検を実施します。日常点検では、男性指導員が行う朝夕見回りの際に子どものホーム内外に破損した遊具がないか、園内で危険な箇所はないかを常にチェックし、見つけた場合は迅速に処理、片付けを行います。保守点検ではバスケットゴール、ブランコ、ブランコ柵、幼児用滑り台、ツリーハウス、鉄棒の緩み等を工具にて点検し、異常があった場合は迅速に修理します。

また、小さい遊具については、幼い子どもの誤飲や誤った使用がないよう、幼児の手の届かない場所、鍵のかかる場所に管理します。

#### ②園車管理

現在4台ある園車を法令に准じて、適宜、保守・点検し、安全な運行を心がけます。また、引き続き、車種によって用途（通院用1台、行事や外出、買物用3台）を仕分け、子どもの怪我や事故等の緊急時に備えます。

#### ③建築基準法に基づく建物検査、調査の実施

- ・本館並びに希望・鳩の家の建築設備について、建築基準法第12条第3項の規定により建築設備定期検査を実施し、特定行政庁（世田谷区防災街づくり担当部）に報告します。
- ・本館の防火シャッターについて、建築基準法第12条第3項の規定により防火設備定期検査を実施し、特定行政庁（世田谷区防災街づくり担当部）に報告します。

### (5) その他の活動

#### ①東京都社会福祉協議会児童部会従事者会への参加

東京都社会福祉協議会児童部会従事者会の運営委員を当園より1名選出し、活動に参加しています。毎月1回の運営委員会への出席の他、所属する部の活動、学習会に参加することで専門性の向上に努め、また他施設との情報交換の場にもなっています。さらにオレンジリボンキャンペーンや虐待死を悼み、命を讃える市民集会などの児童虐待防止の啓発活動にも参加しています。

#### ②東社協児童部会従事者会保育士・指導員会第2.3ブロック会への参加

東社協児童部会従事者会第 2.3 ブロック会に所属する施設から運営役員を 1 名選出し、この会の活動に参加していきます。2.3 ブロック定例会（zoom・各施設）への参加、同定例会が企画する学習会、施設見学及び総会等の企画運営のほか、学習会等への園内職員の積極的な参加を促し、ブロック間の情報共有、各施設の支援向上を目的として取り組みます。

#### ③職員旅行

職員旅行は年に 1 回、5 グループに分かれて、職員の希望を集約した旅行を計画・実施します。普段関わる機会の少ない部署や経験年数の違う職員が、旅行を通して親睦を深めることで、雰囲気の良い、働きやすい職場となることを目的としています。また、関係が深まることで職員間のチームワークを深め、子どもの支援の充実を目指します。

#### ④海外の子ども支援 スポンサーシップ・プログラムへの参加

2024 年度も継続して、NPO 法人国際精神里親運動（チャイルド・ファンド・ジャパン）を通してフィリピンの子ども 2 名に対し、健やかな成長、家族と地域の自立を目指し年度始めに奨学金を送ります。併せて、クリスマスやイースターの時期、支援児童の誕生日にデジタルレターを送り交流を行います。また、募金活動の呼びかけ、運動本部発行の機関紙や支援児童の成長記録を職員に回覧することで理解を深めていきます。

#### ⑤園内従事者会

職員の専門性向上を目的とした学習会や、職員間の親睦を深めることを目的とした園内交流プログラムを実施します。内容については従事者会担当で話し合い、必要に応じて職員にアンケート調査を実施し決定します。

2024(令和6)年度  
事業計画



社会福祉法人  
東京育成園